

令和 9 年度 税制改正に関する要望

令和 8 年 8 月 4 日

千葉県税理士会
千葉県税理士政治連盟

税理士会は、税理士法第 1 条に定める「税理士の使命」に基づき、独立した公正な立場において毎年の税制改正に対して建議を行い、この建議のもとに、税理士政治連盟は国会議員に対して陳情を行っています。

この要望書は、税務に関する専門家としての立場から、国民的な視点に立って税理士の総意として取りまとめたものの中から、千葉県税理士会と千葉県税理士政治連盟が、「令和 9 年度税制改正に関する要望」としたものです。

◆ 要望 5 項目

〈消費税〉

- 1 消費税の複数税率制度を廃止し、低所得者に対する直接給付による方法とすること。

消費税の複数税率制度は、高額な食料品の購入時の恩恵が大きくなるなど中低所得者への税負担支援対策としては非効率な制度である。食料品等の生産や流通に要する間接経費にかかる消費税相当額が本体価格に上乗せされる恐れがあり結果的に消費者段階での食料品の価格は下がらない可能性がある。さらに事業者等のシステム対応費用が本体価格に転嫁される可能性もあり区分経理等による事務負担の問題も大きい。生活者支援の方策は、消費税の制度内で対策するのではなく必要な者に必要な額が直接給付される仕組みを構築すべきであるから消費税は、単一税率制度を採用すべきである。

〈相続税・贈与税〉

- 2 法人版事業承継税制（一般措置）に代えて新たな贈与税及び相続税の猶予制度を創設すること。

法人版事業承継税制（特例措置）は令和 9 年 12 月末日で適用期限を迎える。本税制の適用企業は、日本経済を広く支える多くの中小企業でありその経営者に対して事業承継時の税負担を軽減することは、経済安全性の観点からも不可欠である。中小企業経営者等の相続においては、総資産の

占める割合に株式を中心とした事業用資産の割合が多く、このようなケースでは、事業承継時に税負担が過度に重くなってしまう。換金可能性が低い中小企業の株式を売却して贈与税や相続税の負担に備えるわけにもいかない。納税猶予の適用対象資産を事業用資産に限定し、現行に代わる新たな贈与税及び相続税の猶予制度を創設すべきである。

3 〈災害対応税制〉

雑損控除の適用につき「特定非常災害により生じた損失」については、控除の順番を見直すとともに、繰戻還付制度を創設すること。

雑損控除は所得控除の1項目であるが、他の所得控除項目よりも先に控除される。これにより被災した年度において人的控除が切り捨てられる場合がある。所得控除すべき災害損失は、費用性資産の滅失損や金銭債権の貸倒れとは異なり、個人の有する住宅家財等の損害について担税力の減殺を見出すものである。被災者の負担軽減及び控除機会を拡大する観点から最初に災害の有無にかかわらず適用される災害損失以外の他の所得控除を適用し、最後に雑損失のうち「特定非常災害により生じた損失につき控除」を適用してより手厚い控除可能性を残すべきである。また、特定非常災害に係る純損失の繰戻しによる還付制度については、いまだ整備されていない。災害が生じた年分の純損失額の繰戻しによる還付は、申告期限の延長と組み合わせることで大きな効果が期待できるため、検討すべきである。

4 〈中小法人税制〉

中小企業者等の法人税率の特例の適用期限について延長すること。

中小企業者等の中には業績改善が見込めない厳しい経営環境にあり人材確保や物価高対応のために賃上げをせざるを得ない状況にある。設備投資や事業活動の維持に必要な資金余力を確保する観点からも中小企業に対する税負担には一定の配慮が必要であり中小企業者等の法人税率の特例については、特に一定程度の所得の法人に対し現行の15%の軽減税率を維持すべきである。

5 〈地方税関係〉

償却資産課税制度のあり方を抜本的に見直すこと。

現行の償却資産税制度は、法定申告期限が1月31日である。各法人の決算申告期限と不一致が生じており正確な償却資産の増減が把握できない場合がある。個人事業者等においても申告期限に余裕がないため同様な状況が生じている。このような状況下で法人及び個人事業者等は、決算申告時期に改めて精査をして修正申告により対応をしている場面もある。

申告期限について法人は、各法人の決算申告期限とし、個人事業者等については、所得税の確定申告期限とすべきである。